

同居家族のいる生活援助の取扱い Q&A (平成 29 年 12 月 28 日)

Q1 例えば、身体4生活2の場合、「生活2」の部分は「生活援助中心型」として考えるのですか？

A1 このような場合でも算定上は、「身体介護中心型」を提供した後に引き続き「生活援助中心型」を提出する」に区分されますので、「生活援助中心型」を単独で算定する場合と同様の検討が必要です。

Q2 同居家族がいても「生活援助」の算定ができる場合は、共用部分の掃除も可能ですか？

A2 共用部分（居間、食堂、台所、浴室、トイレなど）の掃除は、原則としてできません。

ただし、以下の例のような場合は利用者の状態と生活実態によって個別に判断し、算定可能な場合があります。

【例】①共用部分を利用するのが要介護認定を受けている高齢者の夫婦である場合

②家族は朝早くから夜遅くまで就労しているため、トイレをほとんど利用しておらず、本人の失禁や失敗により衛生面、転倒防止の観点から日中にトイレ掃除が必要である場合

Q3 一度、必要性が認められれば継続的に生活援助の算定ができますか？

A3 利用者の生活環境や身体状況等に変化が生じた場合は、再度アセスメントをしてケアプランの見直しを行い、結果として「生活援助」の算定理由に該当しなくなれば、その時点で生活援助は算定できなくなります。また、短期的状況が原因でケアプラン算定時に算定理由がある場合は、当初から短期的に生活援助を導入する必要があります。同居家族がいる場合は、家族の状況についても短期的に見直しを行う必要があります。

Q4 家事業務を利用者と一緒に行うことにすれば「身体介護」で算定可能ですか？

A4 単に利用者と一緒に行えば「身体介護」になるものではありません。また、単に家事を利用者と分担（たとえば利用者が食事を作っているときにヘルパーが掃除をするなど）してもヘルパーが家事業務を行うのであれば「生活援助業務」になります。たとえばヘルパーが利用者と一緒に調理を行う（安全確認の声掛け、疲労の確認を含む）場合は、自立支援のための見守りの援助（老計第10号1-6）に該当するため、身体介護として算定することが可能です。どちらのサービスを提供するかを判断するときには、利用者のできること、できない事などのアセスメントを十分に行い、利用者の能力に応

じたサービス提供をプランに位置づけることが重要です。明らかに利用者の能力に見合わないと思われる見守りの援助のプランであれば「身体介護」として算定できません。

Q5 生活援助の算定の可否について迷った場合は、猪名川町が最終判断するの  
か？

A5 最終判断はケアマネジメントにもとづいてケアマネジャーが判断することになります。ただし、ケアマネジャーは適切な判断を行うために、サービス担当者会議や専門職の意見や各種制度関係資料をもとにその根拠等の確認を行ってください。本町としては、その判断の協力として、個別の質問等に応じることとなります。

Q6 同居家族が次のような場合、生活援助中心型の単位を算定することができますか？

- (1) 同居家族が深夜を中心とした長時間勤務で、家ではおおむね就寝している場合
- (2) 日中勤務でも残業が異常に多い場合
- (3) 出張が多く留守が多い場合

A6 (1)～(3)については、一般的に同居家族が就労などで、長時間にわたり不在で事実上「独居」に該当する者と考えられ、その提供するサービスについては、就労の状況や休日の状況などの聞き取りのうえ、利用者がその時間にそのサービスを利用する必要性がある範囲のみ生活援助として算定できます。

Q7 同居家族が孫だけであり、世代間ギャップから介護を期待しにくい場合は算定できるか？

A7 単に遠慮があって家事を頼みにくいのであれば、それだけをもって生活援助中心型の単位を算定することはできません。家族関係に深刻な問題があり、援助が期待できない場合は生活援助を算定できる場合があります。

Q8 同居家族がこれまで家事の経験のない高齢な男性で、調理などの家事ができない場合は生活援助の算定はできるか？

A8 これだけでは生活援助の算定理由にはなりません。その場合、同居家族がこれまで家事をどうしていたのか、今後、どのように暮らしていくのか、その家事が「できない」のか「していない」のかを明確に分析しておく必要があります。援助が期待できないのであれば該当する場合もあります。

ただし、一定期間後のケアプランの見直し時期において再度家族の協力を含めて代替手段について検討する必要があります。

Q9 生活援助の算定条件が厳しくなったのは、平成18年4月の制度改正からか？

A9 生活援助の算定条件は、平成12年4月の介護保険制度導入と同時に適用されています。その後、都道府県の指導により不適切な算定を指摘された事業所があったため、注意喚起が行われているものです。